

Client Alert

2020年 4月17日

For further information, please contact:

Kherk Ying Chew
Partner
+603 2298 7933
kherkying.chew@wongpartners.com

Brian Chia
Partner
+603 2298 7999
brian.chia@wongpartners.com

Ee Von Teo
Partner
+603 2298 7810
eevon.teo@wongpartners.com

Eddie Chuah
Partner
+603 2298 7939
eddie.chuah@wongpartners.com

Calvin Koay
Associate
+603 2298 7984
calvin.koay@wongpartners.com

Xin Qing Kong
Associate
+603 2299 6541
xinqing.kong@wongpartners.com

日本語でのお問い合わせ:
Yoko Inoue (井上 洋子)
+65 6434-2605
yoko.inoue@bakermckenzie.com

マレーシアの会社登記所の取り組み

マレーシアの会社登記所 (Companies Commission of Malaysia: 「CCM」) は、2020年 4月 10日に、2020年 4月 28日まで延長された活動制限令 (「Movement Control Order: 「制限令」) によって影響を受ける事業や企業の負担軽減のため下記取り組みを発表した。

CCM による取り組み

(a) CCM への書類提出期日の延長

CCM は、2016 年会社法 (「CA」) 及び 2012 年有限パートナーシップ法に基づく法定文書の提出について、制限令の最終日から 30 日の延期期間を付与する。この延期期間における提出書類遅延に対する罰則は免除される。

(b) CCM への財務諸表提出期日の延長

CCM は、企業が CCM へ監査済み財務諸表を提出する際、3 か月の期日延長を認め、100 マレーシアリングットの申請費用は免除する。CCM の発表からは完全に明確ではないが、本取り組みには、企業が会社法に基づく要件である財務諸表の回覧の期日延長も含まれると思われる。

(c) 年次株主総会 (「AGM」) 実施の期日延長

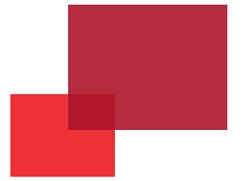
CCM は、企業が制限令の最終日から 3 か月以内に年次株主総会を開催するよう、期日延長を認めた。本期日延長は自動的ではなく、企業は期日延長について、CCM に申請する必要がある。但し、100 マレーシアリングットの申請費用は免除される。

(d) 債務の閾値引き上げ及び法定請求の対応期日延長

CCM は、2020 年 12 月 31 日まで会社法の第 466 項に基づく債務の閾値を 10,000 マレーシアリングットから 50,000 マレーシアリングットに引き上げ、企業が同項に基づき債務返済に関する法定請求への対応期日を当該通知受理後 21 日から 6 か月に延長した。

これは 2020 年 12 月 31 日迄の期間、50,000 マレーシアリングット未満の債務を持つ会社に対する清算手続きが開始できないことを意味する。更に、債務返済に関する法定請求を受理した会社は、債務返済不能と見なされるまで、法定請求の対応に 6 か月あることになる。

これにより、企業はこの期間、増え続ける債務に対する当面の圧力から解放される。



(e) 会社秘書役の継続的専門教育(Continuing Professional Education: 「CPE」)遵守のための期日延長

CCM は、条件により、CCM による実務証明書の更新に関する継続的専門教育の要件を満たす期日を 2020 年 12 月 31 日まで延長する。

(f) 会社法 2020 年コンプライアンスキャンペーン(「コンプライアンスキャンペーン」)の期日延長

コンプライアンスキャンペーンは、2020 年 6 月 30 日まで延長された。

コンプライアンスキャンペーンと併せて、CCM は特定の条件を満たす場合、会社法の特定規定の不履行による違反行為についての罰金を最大 90%減らす。

(g) 保証有限責任会社(Companies limited by guarantee:「CLBG」)が寄付を募る際の承認免除

CCM は CLBG が COVID-19 の感染蔓延の影響を受けるコミュニティ支援のため、公衆から寄付金を募る際に、CCM または関連大臣から得なければならない承認を免除する。この免除は、2020 年 12 月 31 日までに、1967 年所得税法(贈与又は寄付に対する税額控除に関する)の 44(6)項に基づき内国歳入庁(Inland Revenue Board: 「IRB」)の承認を得た CLBG に付与される。

IRB からの承認を得ていない CLBG は、制限令の最終日から 30 日以内に正式な申請をすることを条件として、公衆からの寄付を募ることができる。

これらの CLBG は、CCM の監督のため、寄付金の受領書を適切に記録しておく必要がある。

www.wongpartners.com

Wong & Partners
Level 21
The Gardens South Tower
Mid Valley City
Lingkaran Syed Putra
59200 Kuala Lumpur

結論

事業や企業は、CCM のこれらの取り組みを歓迎する。清算手続きが始まる前の債務の閾値が 50,000 マレーシアリングgitへ引き上げられ、債務返済の法定請求への対応が 6 か月に延長されたことは、制限令の後に企業の復帰を助ける効果的な一時的救済と言える。

